

八王子市立第七中学校 部活動に関する活動方針（令和7年度）

学校における部活動の方針	1 良好な人間関係づくりを最優先する。 2 部活動については八王子市における学校部活動及び地域活動に関するガイドライン(R7.3月 市教育委員会)に従って活動する。 3 部活動は、活動への参加を希望する生徒のみで構成する。 4 学期中は、週あたり2日以上 of 休養日を設ける。長期休業中も同様とし、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。 5 顧問は年間の指導計画（活動日、休業日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日時等）を作成する。部活動担当者は、この活動方針及び活動計画等を学校のホームページへ掲載して公表する。 6 本校開設外部活動の引率業務はできない。 7 朝練習などの実施については、生徒の余裕ある学校生活が保障されるように配慮する。 8 熱中症の危険性が高まる時期は戦績よりも生徒の命と健康を優先する。 9 市の部活動改革に向けた取組を令和8年度までに完了させる。
適切な休養日等の設定方針	1 平日は原則水曜日を休養日とする。 2 土曜日または日曜日のうち少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、週末（土日）に連続して大会等参加のため活動した場合は、休養日を振り替え、週あたり2日以上 of 休養日を設ける。 3 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度（長期休業中も3時間程度）とし、できるだけ効果的な活動を行う。 4 長期休業中は以上に加えて、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
設置している 運動部活動名	第七中学校の運動部 陸上競技部 野球部 サッカー部 硬式テニス部 バスケットボール部 ソフトテニス部 女子バレーボール部
設置している 文化部活動名	第七中学校の文化部 吹奏楽部 美術部 合唱部 手作り研究部

※今年度から、設置できなかつたり、新入生の部活動の募集を停止したりした部活動があります。